日本野鳥の会

支部ネット通信

2019 年
11 月号

目次

◆支部の動き 1
■徳島県支部、創立 40 周年記念誌を刊行 1
◆ブロックからのお知らせ 1
■2019 年度（第 42 回）日本野鳥の会東北ブロック協議会総会報告 1
◆事務局からのお知らせなど 2
■令和元年台風 19 号に伴って被害を受けられた会員の方への、会費免除について 2
■会員数 2
■【ご紹介】農地の動植物保全に活用できる農林水産省の交付金 4

◆支部の動き

■徳島県支部、創立 40 周年記念誌を刊行

1978 年 9 月に日本野鳥の会徳島県支部は産声を上げました。その後、年を経て 40 年が経過した今日、これを節目として記念誌「野鳥のサンクチュアリを未来へ『出島野鳥園』」を刊行しました。内容は「出島野鳥園」建設の経緯文(苦労話）と当地で撮影された野鳥写真集です。

本誌は読んで楽しいし、見ても楽しい追憶の書ではありますが、今後出島野鳥園の管理・運営に必要な資料として活用されることを願って編集しました。湿地管理に関する専門家の助言などを詳しく掲載し、徳島県をはじめとする公的団体との契約文書や図面を原本写真で掲載しているのもそのためです。

今後新たに野鳥サンクチュアリ建設を模索中の方に、私たちの経験が少しでもご参考になれば幸いです。

ご注文は、葉書かメールにて住所・氏名・電話番号・冊数を明記の上、お知らせください。

【価格】:
定価 3,300 円（税込）＋送料 360 円　**計 3,660 円**
※2 冊以上の送料は追って連絡いたします。

【振込先】:
ゆうちょ銀行　普通・店名六二八
口座番号 **0175780**・ 記号 **16280**・番号 **1757801**
日本野鳥の会徳島県支部
※入金確認後、発送させていただきます。

【mail】:
miyakotm@me.pikara.ne.jp

【申込書送り先】:
〒779－3233
徳島県名西郡石井町石井字石井 958－4
三宅 武方　日本野鳥の会徳島県支部

（徳島県支部／曽良寛武）

◆ブロックからのお知らせ

■2019 年度（第 42 回）日本野鳥の会東北ブロック協議会総会報告

【日時】: 2019 年 10 月 26 日～27 日
【場所】: 白河市
【担当支部】: 日本野鳥の会白河支部
【参加】: 15 支部 65 名

福島県日本野鳥の会連携団体連合会の白岩会長の開催挨拶で始まり、上田恵介会長による「鳥の色の秘密―美しい鳥や地味な鳥がいる理由―」と題した基調講演が行われた。

総会では、白河支部の権藤氏が議長に選出されて始まった。最初に前年度の担当支部である山形県支部よりブロックの会計報告が行われた。なお、従来オークションの売上の半分を野鳥の保護活動に尽力された支部に還元する事が行われていたので、活動報告の中で該当する活動があれば資金援助として活用してはどうかとの提案があり、了承された。次いで、次回ブロック協議会総会の担当支部として宮城県支部から、開催は 9 月 12～13 日に松島で行うことが案内された。

財団からは、上原常務理事より台風で被災された会員について会費の免除制度について説明が行われ、被災された会員の方への周知がされた。また、会の動向として会員数の推移状況やサポーター・寄付の状況等の紹介や今後の活動と事業の視点として SDGｓとの関わり、広報室の新設などの紹介がなされた。次いで自然保護室の葉山より太陽光発電がアセス法の対象事業になり条例が重要になること、東北地方の洋上風力の動向の紹介とガン・ハクチョウ類の渡りルートでの風力発電の影響評価への協力の依頼があった。

各連携団体からの活動報告

1． 福島県相双支部
震災前後での松川浦でのガンカモ類、サギ類の観

察状況について紹介が行われた。昨年はクロツラヘラサギ、ヘラサギが同時に観察されたことが案内された。

2．宮城県支部
違法飼養に関する情報について検討、対応を行い、今後の行政との連携までの手順を整理した。また、鳥獣保護センター建設の促進の働きかけを行った。

3．宮古支部
防潮堤建設に伴う宮古市藤の川海岸でのアオバト調査実施を行った報告と今後のモニタリングについてと、オシドリ用の巣箱の架設について報告があった。また、大船渡市でのメガソーラ計画への対応について報告がされた。

4．盛岡支部
2019 年度の支部活動の紹介が行われた。
なお、提案のあったオークションの収益金での活動支援については、該当案件無しとなった。
翌日も 27 日には、白河関の森公園で早朝探鳥会を行い終了となった。

（自然保護室／葉山政治）

◆事務局からのお知らせなど

■会員室より

■令和元年台風 19 号に伴って被害を受けられた会員の方への、会費免除について

このたびの台風 19 号による被害で、ご自宅の全壊・半壊など大きな被害にあわれた会員の方につきまして、ささやかながら、当会として本部会費を一年間免除させていただく仕組みがあります。支部におかれましても、支部報やメーリングリストなどで、会員の皆様への告知にご協力いただけますと、ありがたく存じます。

1．会費免除の対象となる方

①台風発生時の 2019 年 10 月 12 日時点で在籍していた方

②2019 年 10 月令和元年台風 19 号による影響で居住する家屋が、全壊・半壊などの被害を受けた会員の方

※一階天井まで浸水した場合・・・全壊
床上まで浸水した場合・・・・・半壊
（「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成 30 年 3 月内閣府（防災担当）通知）による）

2．会費免除の内容

①対象の期間は、2019 年 10 月以降の会費期間終了月から一年間とします。すでにお支払い済みの方は、次年度の会費を免除とします。

②対象の会費は、会員種別を問わず本部会費すべてとします（家族会費含む）。ご所属の支部会費については、同様に免除となるように、財団事務局からその支部にお願いをします。

3．申請について

会員ご本人からの申請が必要です。下記の内容をメール、手紙、FAX でお知らせください。
（支部事務局で申請をお受けになった場合にも下記を会員室までお知らせください）

1）ご自宅の被災状況　　全壊　半壊

2）会員番号、お名前、ご住所、お電話番号またはメールアドレス

ご不明なことがございましたら、遠慮なく下記までお問い合わせください。

●申請・お問合せ先　会員室会員グループまでお願いします。
TEL：03-5436-2631（10:00～17:00 土日祝日除く）
FAX：03-5436-2636
メール：gyomu@wbsj.org

（会員室／猪沢則子）

■会員数

11 月 5 日の会員数は 34,342 人で、先月と比べ 22 人減少しました。
10 月の入会・退会者数の表をみますと、入会者数は退会者数より 60 人少なくなっています。
会員の増減は入会者数と退会者数のほかに、会費切れ退会となった後に会費が支払われ会員として復活した人数によって決まります。
10 月の入会者数は 170 人で、前年同月の入会者数 146 人と比べ 24 人増加しました。
また、10 月の退会者数は 230 人で、前年同月の退会者数 216 人と比べ 14 人増加しました。

表 1　10 月の入会・退会者数

	入会者数	退会者数
個人特別会員	7　人	14　人
総合会員（おおぞら会員）	26　人	58　人
本部型会員（青い鳥会員）	43　人	30　人
支部型会員（赤い鳥会員）	70　人	77　人
家族会員	24　人	51　人
合計	170　人	230　人
年度累計	1,117　人	※

※会費切れ退会となった後に会費が支払われ会員として復活する方がいらっしゃるため、退会者数の年度累計は、実際の退会者数とずれた数字となります。

■都道府県および支部別会員数

野鳥誌贈呈者数を除いた数を掲載します。

表 2　都道府県別の会員数（11 月 5 日時点）

都道府県	会員数	対前月差
北海道	1,664 人	4 人
青森県	245 人	0 人
岩手県	367 人	0 人
宮城県	479 人	-3 人
秋田県	248 人	1 人
山形県	217 人	1 人
福島県	597 人	0 人
茨城県	873 人	-6 人
栃木県	708 人	28 人
群馬県	607 人	-2 人
埼玉県	2,095 人	2 人
千葉県	1,552 人	-6 人
東京都	4,774 人	2 人
神奈川県	3,269 人	-10 人
新潟県	365 人	-5 人
富山県	198 人	0 人
石川県	272 人	1 人
福井県	223 人	0 人
山梨県	268 人	0 人
長野県	838 人	0 人
岐阜県	461 人	3 人
静岡県	1,289 人	-12 人
愛知県	1,484 人	-3 人
三重県	425 人	-1 人
滋賀県	297 人	5 人
京都府	808 人	2 人
大阪府	1,986 人	-3 人
兵庫県	1,270 人	-6 人
奈良県	500 人	1 人
和歌山県	193 人	0 人
鳥取県	196 人	-1 人
島根県	169 人	-1 人
岡山県	541 人	-1 人
広島県	552 人	-5 人
山口県	366 人	1 人
徳島県	314 人	1 人
香川県	183 人	0 人
愛媛県	350 人	-2 人
高知県	122 人	0 人
福岡県	1,277 人	-1 人
佐賀県	193 人	1 人
長崎県	202 人	-3 人
熊本県	392 人	-1 人
大分県	219 人	0 人
宮崎県	245 人	0 人
鹿児島県	316 人	3 人
沖縄県	102 人	-3 人
海外	11 人	0 人
不明	20 人	-3 人
全国	34,342 人	-22 人

備考：不明は転居先が不明の会員を示します。

表３．支部別の会員数（11 月 5 日現在）

支部	会員数	対前月差
オホーツク支部	254 人	0 人
根室支部	82 人	-1 人
釧路支部	153 人	-1 人
十勝支部	175 人	0 人
旭川支部	79 人	-2 人
滝川支部	46 人	0 人
道北支部	25 人	-2 人
江別支部	21 人	2 人
札幌支部	302 人	-2 人
小樽支部	66 人	0 人
苫小牧支部	161 人	-1 人
室蘭支部	142 人	-2 人
道南檜山	62 人	0 人
青森県支部	129 人	0 人
弘前支部	111 人	0 人
秋田県支部	238 人	2 人
山形県支部	199 人	-1 人
宮古支部	86 人	0 人
もりおか	157 人	-1 人
北上支部	101 人	-1 人
宮城県支部	449 人	-5 人
ふくしま	154 人	0 人
郡山支部	155 人	-1 人
白河支部	37 人	-1 人
会津支部	55 人	0 人
奥会津連合	7 人	0 人
いわき支部	109 人	0 人
福島県相双支部	17 人	0 人
南相馬	14 人	0 人
茨城県	775 人	-3 人
栃木県支部	696 人	28 人
群馬	523 人	-1 人
吾妻	42 人	1 人
埼玉	1,582 人	-2 人
千葉県	977 人	-6 人
東京	2,694 人	-4 人
奥多摩支部	804 人	3 人
神奈川支部	2,220 人	-7 人
新潟県	268 人	-3 人
佐渡支部	33 人	0 人
富山	176 人	-2 人
石川	253 人	1 人
福井県	215 人	0 人

長野支部	439	人	-3	人
軽井沢支部	160	人	-1	人
諏訪支部	220	人	0	人
木曽支部	23	人	0	人
伊那谷支部	76	人	1	人
甲府支部	184	人	-1	人
富士山麓支部	60	人	0	人
東富士	62	人	0	人
沼津支部	152	人	-2	人
南富士支部	250	人	-3	人
南伊豆	40	人	0	人
静岡支部	334	人	-2	人
遠江	388	人	-8	人
愛知県支部	1,099	人	-1	人
岐阜	445	人	1	人
三重	355	人	-1	人
奈良支部	448	人	1	人
和歌山県支部	198	人	0	人
滋賀	293	人	4	人
京都支部	766	人	-2	人
大阪支部	1,847	人	-6	人
ひょうご	965	人	-8	人
鳥取県支部	209	人	-2	人
島根県支部	160	人	0	人
岡山県支部	507	人	-1	人
広島県支部	479	人	-5	人
山口県支部	334	人	0	人
香川県支部	142	人	0	人
徳島県支部	328	人	-2	人
高知支部	107	人	0	人
愛媛	321	人	-2	人
北九州支部	288	人	-2	人
福岡支部	542	人	-2	人
筑豊支部	242	人	3	人
筑後支部	163	人	2	人
佐賀県支部	235	人	2	人
長崎県支部	189	人	-3	人
熊本県支部	384	人	0	人
大分県支部	213	人	0	人
宮崎県支部	241	人	0	人
鹿児島	291	人	4	人
やんばる支部	66	人	-2	人
石垣島支部	15	人	-1	人
西表支部	44	人	0	人
	29,148	人	-54	人

備考：支部別の会員数の合計は、都道府県別の会員数の合計と異なります。これは、本部型（青い鳥）会員や支部に所属されていない個人特別会員が、支部別の会員数に含まれないためです。

（会員室／厚目葉子）

■自然保護室より

■【ご紹介】農地の動植物保全に活用できる農林水産省の交付金

・多面的機能支払交付金とは

前号で触れた農地の多面的機能について、農林水産省では、毎年、農家等で構成される組織に対して「多面的機能支払交付金※」を自治体を通じて支給しています(図1)。

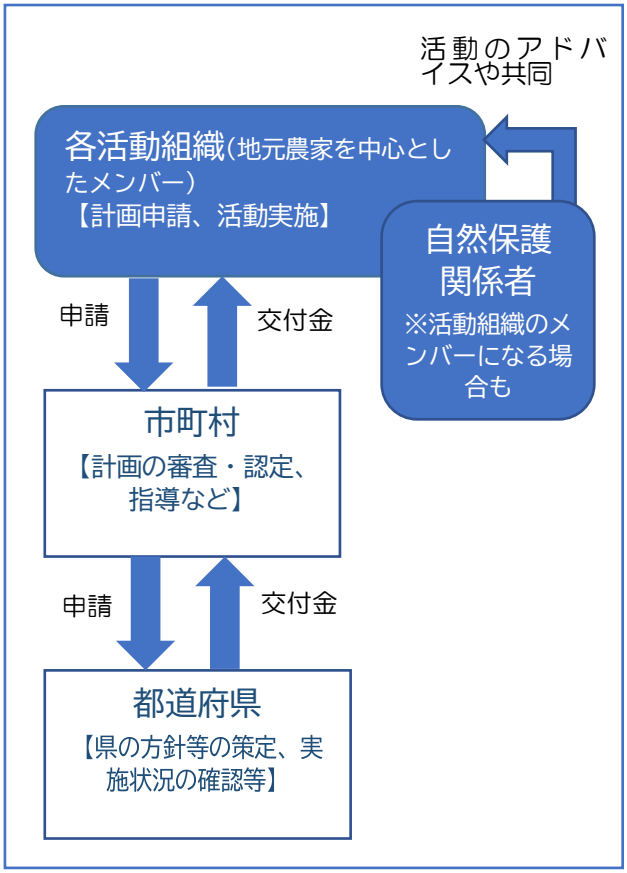

▲図1　交付金のしくみ

【環境保全の活動内容例】
生きもの調査、巡回監視、観察会、環境整備（魚道の設置、湛水田、水路のエコアップ等）、看板・チラシ・WEB ページ制作、先進地視察など。
※上記以外でも対象になる可能性あり

【支出費】
日当、資材費、リース費、外注費、その他(専門家への謝金、活動に係る旅費、保険料、アルバイト賃金)など

※詳細は市町村や都道府県窓口まで

▲図2　環境保全の活動内容例と支出費

この交付金は、農地の維持管理(畦の草刈りや水路の泥上げ等)や環境保全などに活用できるため、野鳥を含めた動植物の保全活動に広く活用できるのですが、農

地にどんな生きものが生息していて、どのように保護すればいいかを理解している農業関係者は多くありません。そのため、大半の組織は、畦にアジサイやヒマワリ、コスモスなどを植える活動を環境保全活動としているようです。この交付金は、全国で年間合計 900 億円以上の予算が確保されているのですが、使いきれずに翌年への繰越金も少なくないそうです。対象になる活動内容や費目も幅広いので(図2)、地域に必要な自然環境の保全にもっと活用できればと思います。この交付金の活用の仕方をご紹介します。

・活用するまでのステップ

交付金を申請したり、実際に活動するのは活動組織(農家)なので、まずは活動場所に組織があるか確認し、保全活動を提案することになります(図3)。

交付金は、①農地維持支払(例：草刈り)、②資源向上支払(共同)(例：環境保全)、③資源向上支払(施設の長寿命化)(例：農道の舗装)の3つのカテゴリーに分かれています。生きものの保全関係は、②にあたります。①～③、すべて取り組むと、田んぼの場合、現在 10a 当たり 9,200 円支給されます（北海道は 7,140 円)。①と③を取り組んでいる組織の場合、新たに②として自然環境の保全活動に取り組むことで、支給額が増えるというメリットがあります。3つすべて取り組んでいる組織の場合でも、条件によっては加算されます。

自然保護室では、日本野鳥の会徳島県支部の協力のもと、徳島県の農家の皆さんに働きかけ、今年度から小松島市や阿南市でナベヅルとコウノトリを指標種にした生きもの豊かな水田づくりに取り組みはじめています。今回のケースでは支給額は増額されませんでしたが、農家の皆さんが取組みそのものに興味を持ち、一緒に活動することになりました。

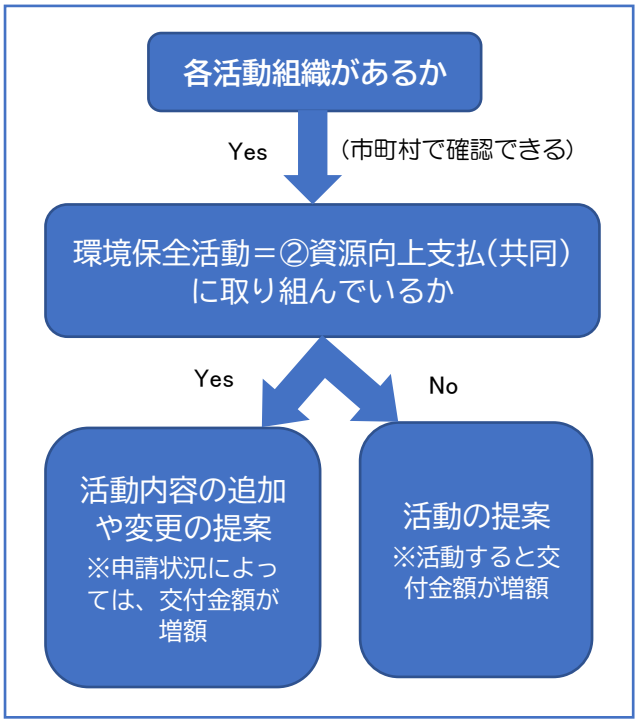

▲図3　活用するまでのステップ

取組みを行うかは活動組織次第であったり、制度の仕組みがやや複雑だったりする難点もありますが、実現すれば地域の自然保護の担い手や活動の継続性も確保され、一石三鳥な仕組みになると期待しています。ご関心を少しでもお持ちになったら、まずはお気軽に自然保護室までお問い合わせください。

※農水省 HP　多面的支払交付金
(旧農地・水・環境保全向上対策)
http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_sihara i.html

【問い合わせ】自然保護室 担当：伊藤
E メール：ito-k@wbsj.org
TEL/FAX：03-5436-2620/2635

▲図4　田んぼの生きものを食べるコウノトリ

（自然保護室／伊藤加奈）

支部ネット担当より

　冬鳥の飛来が寒さを告げるころとなりました。皆さまいかがお過ごしでしょうか。いつも支部ネット通信をご愛読いただき、ありがとうございます。
　今月号では、徳島県支部の創立 40 周年記念誌刊行のお知らせや、農地の動植物保全に活用できる農林水産省の交付金の紹介、台風 19 号による被災者の方への会費免除のお知らせなどが掲載されています。ご高覧ください。なお、紙面の都合により一部掲載順を変更させていただきました。
　いよいよ寒さに向かう季節、お体に気をつけてお過ごしください。

■支部ネット通信は支部の代表の方に電子メールでも配信をしています。電子メールでの配信を希望される支部の代表の方は下記メールアドレスまでお気軽にお申し込みください。

日本野鳥の会
支部ネット通信　第 188 号
◆発行
公益財団法人日本野鳥の会　2019 年 11 月 27 日
◆担当
総務室　総務グループ
五十嵐真/林山雅子/浦野菜穂子
〒141-0031
東京都品川区西五反田 3-9-23　丸和ビル
TEL : 03-5436-2620
FAX : 03-5436-2635
E-mail：sibu-net@wbsj.org